

ハニー Bee 規約

1. **名称**
クラブの名称は「ハニー Bee」(ハニービー)とする
2. **活動拠点**
活動拠点は京都市北堀体育館、醍醐体育館、黄檗体育館、西宇治体育館とする
3. **目的**
レディース連盟の試合において成果を出せるよう練習することを目的とする
4. **部員の範囲・資格**
女性であること
3項の目的を持って前向きに参加できる人であること
役員会議において入部を許可された人
5. **役員**
クラブには次の役職をおく
部長:クラブの代表(部員はチームの相談事は必ず部長を通すこと)
会計:部費の徴収・管理等、金銭面の責任者
庶務:レディース試合・オープン戦の試合申し込み、書類作成・管理等
レディース理事:レディース連盟理事当番の年のみ)
6. **チーム編成**
レディースのリーグに複数の部を登録する場合、登録する部に合わせてチームを編成する
チーム編成は、話し合い等で決定する
7. **チームリーダー**
各チームにはチームリーダーをおく
チームリーダーはチーム内への各種連絡・指示・練習時の練習係への協力等、チームのまとめ役となる
8. **練習係**
クラブに練習係をおき、練習時の進行、メニューの決定等を行う
9. **体育館抽選係**
クラブに体育館抽選係をおき、体育館の抽選連絡、練習日を決定して部員に連絡する
10. **入部手続き**
入部希望者は役員へ届け出る
役員会議において審議の上決定する
11. **退部手続き**
退部希望者は役員へ届け出る(届出がない場合は引き続き参加の意思があるものとして取り扱う)
12. **部員の権利**
練習に参加し、平等に取り扱われること
レディース連盟のリーグ戦に出場すること
会計簿、議事録などクラブに関する書類の閲覧をすること
13. **部員の義務**
規約に従うこと
部費を払うこと
部の運営が円滑に行くよう協力すること
14. **部員の資格の喪失**
部員は以下の場合にその資格を失う
 - 1 クラブを退部したとき
 - 2 役員会議にて除名されたとき
15. **役員を選出**
自らの立候補または部員の推薦により選出する
16. **役員の任期**

原則1月1日から12月31日までの1年とする(ただし再任を妨げない)

17. 組織

【総会】

総会は下記の事項を審議決定する

- 規約の改廃
- 役員を選出
- 次期リーグに向けての方針
- その他重要と認められる案件

原則として毎年1回開催(秋リーグ後が望ましい)

必要に応じて臨時総会を招集する

総会は部員の2分の1の出席をもって成立する

欠席の場合は委任状を提出する

議決は出席者の過半数をもって決し、同数なるときは議長がこれを決定する

【役員会議】

クラブ内の日常的な事柄を決定する

部長・会計・庶務・レディース理事で話し合う(必要に応じてチームリーダーも参加)

リーグ後新チーム編成を決定する

18. 会計

クラブの運営にかかる経費は、部員からの部費をもって賄われる

会計年度は1月1日から12月31日までの1年とする

決算報告は年度終了後、書面にて行う(仮締めを総会時に報告)

19. 部費

部費は月1,800円とする

部費の金額は財政事情により変更する場合がある

必要のある場合には臨時会費を徴収する

20. 休会の取り扱い

怪我・病気・妊娠・出産等でドクターストップがかかった場合

私事で半年以上練習に参加できない場合

21. ビジター

参加費1回500円(諸事情により変更する場合がある)

22. アドバイザー

練習のアドバイスをもらう

2015年12月31日制定

2016年1月1日施行